

令和2年9月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2件  
(うちエアコン(室外機)1件、リチウム電池内蔵充電器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 8件  
(うち踏み台(樹脂製)1件、電気冷蔵庫1件、電気こんろ1件、  
ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)1件、  
リチウム電池内蔵充電器2件、発電機(携帯型)1件、  
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202000435	令和2年9月2日	令和2年9月15日	エアコン(室外機)	MSZ-SFX22HEG	三菱電機株式会社	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	製造から15年以上経過した製品 令和2年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000437	令和2年8月9日	令和2年9月16日	リチウム電池内蔵充電器	JF-PEACE8K2660P	株式会社フォースメディア (輸入事業者)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	北海道	令和2年8月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月14日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000431	令和2年8月29日	令和2年9月14日	踏み台(樹脂製)	重傷1名	当該製品を使用中、転倒し、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202000432	令和2年8月11日	令和2年9月14日	電気冷蔵庫	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和2年8月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月7日
A202000433	令和2年8月16日	令和2年9月14日	電気こんろ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	長野県	製造から30年以上経過した製品 令和2年8月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年9月4日
A202000434	令和2年7月7日	令和2年9月15日	ウェアラブル端末(リストバンド型、充電式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和2年7月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月19日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A202000436	令和2年9月10日	令和2年9月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202000438	令和2年8月19日	令和2年9月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	電車内で当該製品に携帯電話機(スマートフォン)を接続し充電後、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000439	令和2年8月26日	令和2年9月16日	発電機(携帯型)	CO中毒 軽症8名	工事現場で当該製品を使用中、一酸化炭素中毒で8名が軽症を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000440	令和2年8月12日	令和2年9月16日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月7日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

エアコン（室外機）（管理番号：A202000435）

